

熊本総合病院における医療安全管理指針

1. 基本理念

熊本総合病院（以下「病院」という。）は、「患者様に満足される最新の医療を情熱をもって実践する」を基本理念とし、「質の高い最新の医療を提供します」を基本方針の1つとしています。質の高い医療を実践するために、医療安全対策は重要な要素の1つであり、患者様やご家族、職員など病院に関わるすべての人々に安全で快適な医療環境を提供するために、医療安全管理に努めてまいります。その基本的な考え方を以下のとおりに定めます。

2. 医療安全管理のための体制

病院内の各部門の代表者で構成する医療安全管理委員会を設置し、医療の安全管理に係る体制の確保および推進に当たります。また、医療安全管理の任に当たるため専門の担当者（医療安全管理者・医薬品安全管理責任者・医療機器安全管理責任者）を配置し、情報の収集・分析および方策の企画立案をおこないます。

3. 職員研修

医療安全管理に関する全職員対象の研修を年2回以上開催します。

4. 医療に係る安全確保を目的とした改善方策について

医療に係る安全の確保は、アクシデント・インシデント報告の分析等を基本として行うものとし、医療安全管理マニュアルを整備し、マニュアルは必要に応じて改訂します。

5. 医療事故発生時の対応

医療事故等が発生した場合は、医療上の最善の処置を行うことはもとより、医療安全管理委員会で事実関係を調査し、その報告を踏まえて患者及び家族への説明等誠意を持って対応します。

6. 患者様に対する当該指針の閲覧

この指針は、患者様等に医療の安全管理への理解と協力を得るため、積極的な閲覧の推進に努めます。

7. 患者様からの相談への対応

医療安全管理者を責任者とする「医療安全管理室」を設置し、患者様等からの病状や治療方針などに関する相談に適切な対応をいたします。また、相談により患者様等が不利益を受けないよう努めます。